

国立大学法人東京農工大学大学評価実施規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学大学評価実施規程を次のとおり改正する。

現行	改正案	備考
<p>国立大学法人東京農工大学大学評価実施規程</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月7日 16教規程第10号</p> <p>第1条～第3条 省略</p> <p>(実施等)</p> <p>第4条 大学評価は、組織運営規則第21条第2項で定める全学計画評価委員会(以下「委員会」という。)が行うものとする。</p> <p>2 大学評価は、定期的を実施するものとし、実施時期については、委員会の議を経て学長がこれを定める。</p> <p>3 委員会は、組織運営規則第3条第1項に定める組織及び施設(以下「組織等」という。)に対して、情報提供及び協力を求めることができる。</p> <p>4 組織等は、必要に応じて自己点検・評価及び外部評価を行うことができる。</p> <p>第5条～第8条 省略</p> <p style="text-align: center;">附則 省略</p>	<p>第1条～第3条 省略</p> <p>(実施等)</p> <p>第4条 大学評価は、組織運営規則第21条第2項で定める全学計画評価委員会(以下「委員会」という。)が行うものとする。</p> <p>2 大学評価は、定期的を実施するものとし、実施時期については、委員会の議を経て学長がこれを定める。</p> <p>3 委員会は、組織運営規則第2条第1項、第4条第2項、第5条第1項、<u>第6条第1項及び第3項並びに第11条第1項</u>に定める組織及び施設(以下「組織等」という。)に対して、情報提供及び協力を求めることができる。</p> <p>4 組織等は、必要に応じて自己点検・評価及び外部評価を行うことができる。</p> <p>第5条～第8条 省略</p> <p style="text-align: center;">附則 省略</p>	

附則(20規程第46号)

この規程は、平成20年7月7日から施行し、平成20年4月1日から適用する。